

◎新潟県告示第744号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成26年4月25日

新潟県糸魚川地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
糸魚川市 糸魚川市土地改良区	五十原地区	団体営 五十原地区 農業用用 排水施設整備（基盤整備促進）事 業	平成26年3月19日